

県南広域振興局長告示第151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成23年10月14日

県南広域振興局長 田村均次

1 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0362790008	藤沢町	藤沢町訪問看護ステーション	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏52番地2	平成23年9月25日

2 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0362790008	藤沢町	藤沢町訪問看護ステーション	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏52番地2	平成23年9月25日